

令和4年2月1日

社会福祉法人 愛港福祉会  
次世代法に基づく 一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、女性社員の継続就業者および男性の育休取得者が増えるよう、妊娠・出産・育児中における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日～令和9年1月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度を盛り込んだフローチャートを作成し、情報提供を行なう。

<対策>

- 令和4年2月～ 社員の具体的なニーズ調査、制度に関する情報収集
- 令和4年7月～ 職場復帰までのフローチャートの作成
- 令和4年8月～ 社員への周知、該当者への説明

目標2：男性の育児休業を促進するための育児休業・産後パパ育休制度と方針の周知を行ない、相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和4年10月～ 制度および社会保険料免除ルールの掲示により周知
- 令和5年4月～ 相談窓口の設置

令和4年2月1日

社会福祉法人 愛港福祉会  
女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年2月1日～令和9年1月31日までの5年間
2. 当社の課題 男女ともに平均継続勤務年数が短い雇用管理区分がある  
常勤職員平均継続勤務年数：女性2.02年、男性1.68年  
(令和4年1月31日時点)

3. 目標

正社員の男女ともに平均継続勤務年数が短い  
男女ともに平均継続勤務年数を3年以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1：職場と家庭の両方において男女がともに働きやすく、貢献できる職場風土づくり  
に向けた意識啓発

- 令和4年10月～ 社員の具体的なニーズ調査、職場風土づくりに関する情報収集
- 令和5年10月～ 管理職の研修
- 令和7年10月～ 職場と家庭の両立支援における会社の体制を社員へ周知